

令和6年(家)105号事件

申立人 小濱耕治 外1名

第5準備書面

(社会的事実に関する第1準備書面の補論)

令和7年5月1日

仙台家庭裁判所 家事審判係 御中

申立人ら手続代理人

	弁護士	太	田	伸	二
同	弁護士	佐	藤	由紀	子
同	弁護士	須	田	晶	子
同	弁護士	小	島		智
同	弁護士	飛	澤	聡	美
同	弁護士	宇	部	雄	介
同	弁護士	大	林	弘	典
同	弁護士	小	山		悠
同	弁護士	細	矢	智	史
同	弁護士	相	崎		豪
同	弁護士	岩	倉	匠	未
同	弁護士	山	下		将

目次

第1	はじめに.....	2
第2	地方公共団体の取り組み.....	2
第3	憲法学説の状況.....	6
第4	弁護士会の取り組み.....	9
第5	諸外国の動向.....	10

第1 はじめに

第1準備書面（令和6年10月1日付）により、本件婚姻届が受理されるべきことを基礎付ける社会的事実が存在することを明らかにしたが、その後の社会の動向について補足的に主張する。

第2 地方公共団体の取り組み

1 仙台市パートナーシップ制度の運用開始

仙台市では令和7年1月10日からパートナーシップ制度の運用を開始しており、開始1か月で14組もの同性カップルが制度を利用した。仙台市によると、予約を含めた相談や問い合わせも増えてきているとのことである（甲B285）。

2 里親制度において同性カップルが里親として認定され得ること

仙台市も含め地方公共団体では、次に述べる里親制度において、同性カップルも里親になることが可能となっている。

（1）里親制度とは

里親制度は児童福祉法 27 条 1 項 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護の児童の養育を委託する制度である。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親に分類され（児童福祉法 6 条の 4、児童福祉法施行規則 1 条の 3 6）、里親になるための要件はそれぞれ 4 つの里親の種類ごとに異なるが、すべてに共通する基本的な要件として、以下の 3 つの要件のすべてに該当することが求められている（児童福祉法施行規則 1 条の 3 5、甲 B 2 8 6）。

ア、要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること

イ、経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）

ウ、里親本人又はその同居人が一定の欠格事由に該当していないこと

(2) 法律上の同性カップルへの拡大

2017 年（平成 29 年）4 月、大阪市の男性カップルが里親として認定され、厚労省によれば、同性カップルが養育里親に認定された全国初のケースとのことである（甲 B 2 8 7）。

毎日新聞の調査によれば、2018 年（平成 30 年）4 月の段階で、全国の児童相談所がある 69 の自治体中 68 の自治体で法律上の同姓カップルも里親として認定されることが可能であり、東京都のみが同姓カップルを除外していた（甲 B 2 8 8）。しかし同年 5 月、当時の小池東京都知事は同性カップルも養育里親として認める方向で都の里親認定基準を改正する旨発表し（甲 B 2 8 9）、現在、東京都の里親制度でも、同性カップルが里親として認定されることが明示されている（甲 B 2 9 0）

2018 年（令和元年）10 月 1 日、厚生労働省は、「里親希望者が単身、共働き、LGBT 等である場合の取扱いについて」（甲 B 2 9 1）と題する通知を発出し、①里親登録又は認定を希望する者が LGBT 等である

か否かに関わらず、登録又は認定要件に沿って登録又は認定の可否を判断することを徹底すること、②里親家庭として選定（マッチング）する場合には、LGBT等であるか否かに関わらず、ガイドラインで示した考え方に沿った選定（マッチング）をすることを徹底すべきであることを周知した。

法律上の同性カップルの里親認定の実数は公表されていないが、前記の大阪市のほか、愛知県、北海道でも同性カップルが養育里親に認定されている（甲B292、甲B293）。前述のように、仙台市の里親制度においても、同性カップルが養育里親に認定されることが可能である。

これらのことから、社会として、法律上同性のカップルも子を育てる一つの共同体として認識されているといえる。

（3）東京高裁判決（令和6年10月30日、甲B267）

同性間の婚姻を認めていないことが憲法に違反するとして国の立法不作為の違法を理由に慰謝料の支払いを求めた国家賠償訴訟（いわゆる同性婚訴訟）の東京高裁判決では、「性の多様性をめぐるわが国における社会の動き」として、理解増進法（令和5年法律第68号）、パートナーシップ証明制度等のほか、里親制度についても言及したうえで、本件区別（性的指向が異性に向く者は、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について、婚姻により配偶者としての法的身分関係の形成ができるのに対し、法的指向が同性に向く者は、これができないという区別）の憲法適合性の判断枠組みについては「本件区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、本件区別は憲法14条1項に違反するというべきであり、その場合は、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、憲法24条にも違反するというべき」とし、結論として、婚姻制度の目的や社会的機能との関係において、本件区別をすることに合理的根拠があるとはいえないと判示した。

すなわち、「里親制度（児童福祉法 27 条 1 項 3 号の規定に基づき、児童相談所が要保護の児童の養育を委託する制度）に係る現在の各都道府県の運用では、同性カップルと共同生活を送る者も要保護児童の養育里親とすることができる扱いがとられており、実際にこの制度を利用して養育里親として委託を受け、同性カップルと共に子育てを行なう者も存在する」として、同性カップルが養育里親に認定され、実際に養育している社会的事実があることを指摘したうえで、本件区別の合理的な根拠の有無について、「現在でも、婚姻した夫婦間における子の養育は、夫婦間の自然生殖によってもうけた子のみを対象として行われるものではなく、一方のみと血縁関係のある子のほか、血縁関係のない養子や里親として養育の委託を受けた児童を対象としても行なわれるものであり、同性同士の共同生活においても、一方のみと血縁関係のある子、養子又は里親として養育の委託を受けた児童を共に養育している例が実際に存在しているのであって、次世代の構成員の確保につながる社会的機能を果たすことが、男女間の婚姻であれば実現可能で、同性間の人的結合関係では実現不能であるというわけではない。」として、「そうすると、婚姻制度の目的や社会的機能との関係において、本件区別をすることに合理的根拠があるとはいえない。」と判示した。

(4) 名古屋高裁判決（令和 7 年 3 月 7 日、甲 B 2 6 9）

同性婚訴訟名古屋高裁判決においても、「婚姻や家族の形態の変化、婚姻や家族の在り方に対する国民の意識の変化等」のなかで、「婚姻した夫婦間における子の養育は、夫婦間の自然生殖によってもうけた子のみを対象として行われるのではなく、一方のみと血縁関係のある子のほか、血縁関係のない養子や里親の委託を受けた児童を対象としても行なわれており、控訴人らを含めて共同して子を養育している同性カップルが相当数存在していることからすれば、婚姻制度が次世代の構成員の確保につながる

社会的機能を果たしてきたからといって、異性間の人的結合関係であればこの機能を果たすことができるが、同性間の人的結合関係ではこの機能を果たすことができないとは言い難い。」などとし、本件諸規定（民法及び戸籍法の諸規定）「が異性間の人的結合関係についてのみ法律婚制度を定め、同性カップルが法律婚制度を利用する規定を全く設けていないことは、制定当時においては合理性があったといえるものの」、「現時点では、本件諸規定が同性カップルが法律婚制度を利用することができないという区別をしていることは、個人の尊厳の要請に照らして合理的な根拠を欠く性的指向による法的な差別取扱いであって、憲法14条1項に違反するものと言わざるを得ず、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、憲法24条2項にも違反すると解するのが相当である。」と判示している。

3 小括

申立人らがこれまで主張してきた、理解増進法の制定や地方公共団体においてパートナーシップ制度を導入する動きが急速に広がっていること、民間企業においても同性間の人的結合関係を婚姻関係と同等に扱う動きが広がっていること、また里親制度において同性カップルが里親として認定され、実際に共同して子を養育している同性カップルが相当存在していることなどからも、現在では、我が国において、同性間の人的結合関係に男女間の婚姻と同様の保護を与えることについて、社会的受容度は相当程度高まっているといえる。

第3 憲法学説の状況

1 憲法13条関連

小林直三教授は、同性婚訴訟・福岡高裁判決が「憲法13条に言及し、『幸福追求権としての婚姻について法的な保護を受ける権利は、個人の人格

的な生存に欠かすことができない権利であり、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利である』とし、『互いに相手を伴侶とし、対等な立場で終生的に共同生活をするために結合し、新たな家族を創設したいという幸福追求の願望は、両当事者が男女である場合と同性である場合とで何ら変わりがないから、幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法的な保護を受ける権利は、男女のカップル、同性のカップルのいずれも等しく有している』とし、『両当事者が同性である場合の婚姻について法制度を設けず、法的保護を与えないことは、異性を婚姻の対象と認識せず、同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざしてしまうことにほかなら』ないとしたことは、婚姻の自由の重要性とそれを制限されている同性カップルの人権侵害の重大性を強調するとともに、当事者の思いに応えたものとして、高く評価できるものと思われる。その意味で本判決の憲法13条への言及は、非常に高い社会的な意味があるものと考えられる」とする（甲B294）。

2 憲法24条関連

千葉勝美元最高裁判事は、憲法24条には「同性婚を含むという憲法解釈を行うための大きな壁」として「両性」・「夫婦」という文言があることを指摘しつつ、憲法制定権者は24条の文言使用の際に「婚姻当事者の性」については問題意識すらなく、「両性」・「夫婦」という文言は単に「婚姻の当事者」を指す文言として用いられたに過ぎないとする。そしてそのように解釈することで、憲法「24条は、婚姻に特化した規定ではあるが、同性婚を排除していると捉える必要がないとなると、内容的には13条や14条と矛盾するところはないので、それらより優先するというものではない」ということになり、24条は13条、14条に対する特別規定ではなく、「24条の文言の呪縛」から離れて、憲法13条と14条適合性も問題とすることが可能となるとする。さらに千葉元判事は、上記の解釈では立法裁量により

異性婚とは別の制度設計がなされる余地があることを指摘し、憲法13条や14条の基本的な人権理念によれば、憲法24条の婚姻当事者の性について、憲法が許容するのは同性婚を含むとする選択肢しかないとする（甲B295）。

駒村圭吾教授は、同性婚訴訟・札幌高裁判決が24条1項の「両性」と「夫婦」の文言ときちんと対決しないまま、「個人の尊重」と「個人の尊厳」という抽象的な原理に依拠して、異性間と同性間の婚姻の自由を同等に認めるというアクロバットを行ったことに対して違和感があるとした上で、①「男女」ではなく「両性」という文言が用いられていること、法はいったん定められるとその文言は制定者の意図から独立した位相に置かれることから、「両性」が「男女」ではなく、ジェンダー・ニュートラルに「両当事者」「一对の性」を指すという解釈は成立する余地があるとする。また、②「夫婦」という文言についても、「夫=男、婦=女」という役割と性別の一对一对の関係は、90年代ごろからの兼業主夫／専業主夫という生活スタイルの浸透、共稼ぎ世帯の増加、男女共同参画推進・女性活躍推進の動向、職業名称のジェンダー・フリー化の動向などによって相対化されており、ジェンダー・ニュートラルな解釈の余地があることを示唆する（甲B296）。

3 全国憲法研究会

全国憲法研究会は、約400名の会員を擁する憲法学研究者の学会であり、日本学術会議協力学術研究団体に指定された研究団体である。同研究会は、2024年（令和6年）10月17日に「性の多様性と憲法学—各論的視点から」をテーマに秋季研究総会を開催した。そこでは、「同性婚訴訟と憲法学」（松原俊介准教授）、「LGBTQの人権問題状況とその解消に向けて」（中曾久雄准教授）などの報告がなされた（甲B297）。

第4 弁護士会の取り組み

- 1 同性間の婚姻が出来ない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定の違憲性を問う一連の訴訟において、令和6年10月30日に東京高等裁判所判決（以下「東京高裁判決」という）が、同年12月13日に福岡高等裁判所判決（以下「福岡高裁判決」という）が出された。

東京高裁判決は「自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」であると認め、現行法が同性婚を認めていないことが憲法14条1項及び24条2項のいずれにも違反すると判断した（甲B267）。

また、福岡高裁判決は、婚姻は人にとって重要かつ根源的な営みであり、憲法13条は幸福追求権として「婚姻の成立および維持について法制度による保護を受ける権利」を認めており、異性間・同性間のいずれもが等しく有しているとしたうえで、現行法が同性婚を認めていないことは、同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権に対する侵害であり、憲法13条に違反するとしたうえで、14条1項、24条2項にも違反すると判断した（甲B268）。

- 2 これらの判決を受けて、福岡県弁護士会は、令和7年1月10日、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明を発表した（甲B298）。

また、日本弁護士連合会は同年1月15日、これらの判決は、同性の当事者に配偶者としての法的身分関係の形成や法的な婚姻制度の利用を認めることを立法機関に求めたものであり、同性の当事者を異性の場合と同じ法的な婚姻制度の対象とすべきことを憲法が求めていることを明示したものである

として、「改めて、国に対し、同性の当事者による婚姻を速やかに法制化することを求める」として会長声明を発出した（甲B299）。

- 3 これらに続き、同年1月20日は札幌弁護士会が、同年1月22日に鹿児島県弁護士会がそれぞれ国に対し、ただちに法整備に着手することを求める会長声明を発表した（甲B300、301）。

そして令和7年2月14日には和歌山弁護士会は憲法学者の木村草太氏を講師に招き、選択的夫婦別姓と同性婚についての市民講座を開催している（甲B302）。

- 4 以上のとおり、各高裁による違憲判決を受けて、各弁護士会が立法府に対しての法整備着手を次々に求めており、法制度の整備に向けての気運が高まっているうえ、市民への学びの場を提供し、市民が同性婚について考える機会を得ている状況が更なる広まりを見せているのであるから、社会的にも同性婚に向けての意識形成が十分になされてきたものと言える。

第5 諸外国の動向

第1準備書面では、同性婚を可能とする国・地域は2024年（令和6年）6月時点で、37か国（当時未施行のタイを含めると38か国）に及んでいると述べたが、その後も同性婚を認める国は増加している。

2025年（令和7年）1月1日にリヒテンシュタインで婚姻平等法が施行され、同性婚が認められた。同国の同性婚の合法化は、欧州37カ国のうち2番目、世界では38番目となる（甲B303）。

また、同年1月23日にタイで、同性カップルに男女の夫婦と同等の法的権利を認める「結婚平等法」が施行され、多数のカップルが婚姻届を提出したと報道されている。同性婚の合法化は、台湾、ネパールに続きアジアでは3例目であり、世界では39番目となる（甲B304）。

このように同性間の婚姻に係る法制度導入の流れは継続的に続いており、同性婚を可能とする国・地域は、2025年（令和7年）3月時点で、39か国に及んでいる。

以上